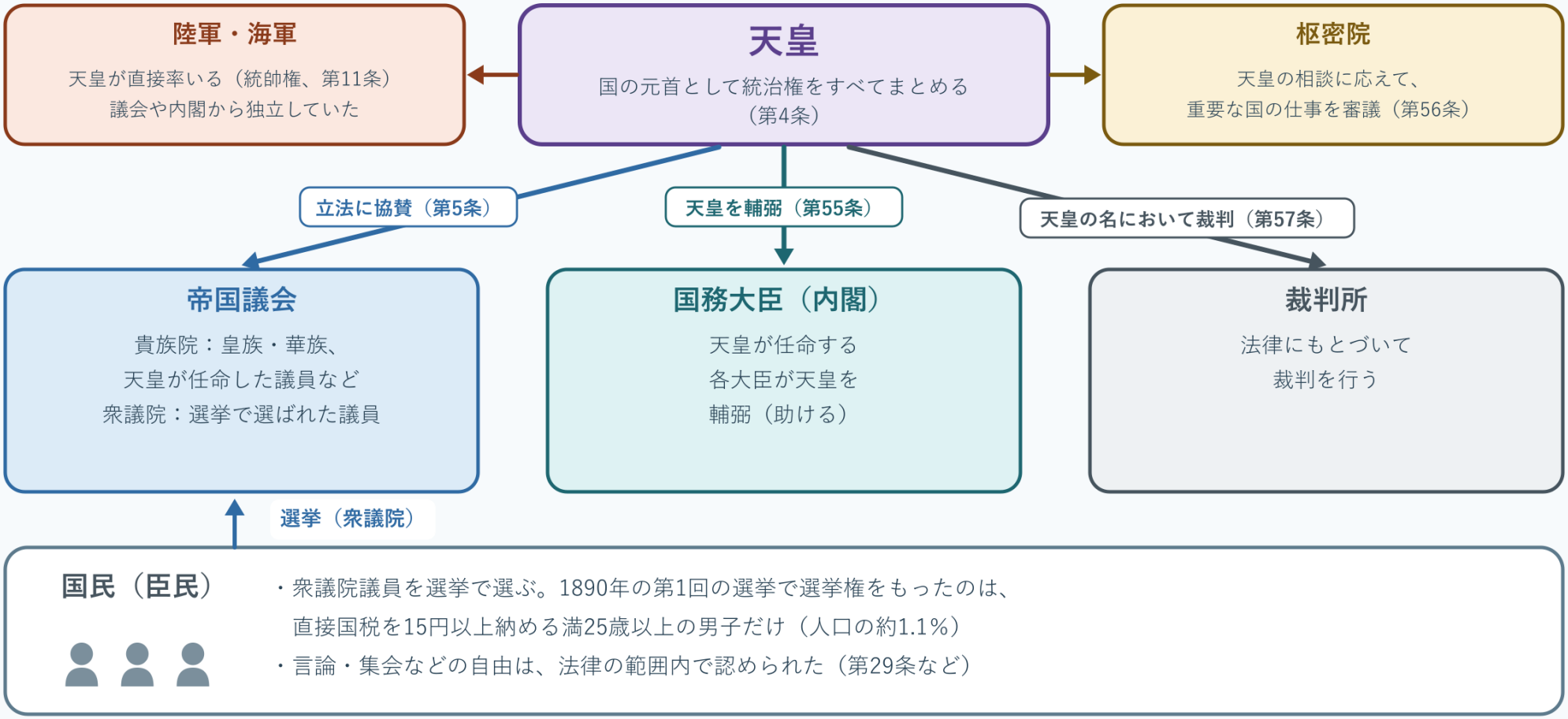
大日本帝国憲法の国のしくみ

1889年に発布された憲法で、国のしくみはどのように定められたか



1889年2月11日に発布、1890年11月29日に施行（第1回帝国議会の開会）。当時アジアで唯一の立憲制の国家となった。
日本国憲法（1947年施行）では主権が国民にあり、国会が国権の最高機関になった。

（　）の条は大日本帝国憲法の条文。「内閣」は憲法の条文にはなく、別の決まり（内閣官制）で定められた。